

# 参考資料

## 用語集

### か行

#### 街区公園

従来は児童公園と称された公園。半径約250m程度の街区に居住する人々が利用する0.25haを標準規模とする公園。

#### 近隣公園

半径約500m程度の近隣に居住する人々が利用する2haを標準規模とする公園。

#### 景観計画

景観法に基づく計画であり、「景観行政団体」に指定された自治体は、景観保全のために、建物の形態意匠や壁面の位置、高さの規制などを景観計画の中で定めることができる。

#### 広域避難所

地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所のことで、地震等の大きな災害時に使用する総合グラウンドなどが指定される。

#### 国勢調査

ある時点における人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを調べる「全数調査」。国勢調査の統計は、人口統計の中で静態統計に分類される。

### さ行

#### 指定緊急避難所（一時避難場所）

災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は帰宅困難者が公共交

通機関が回復するまで待機する場所のことで、公園等の敷地内に建造物の無い場所が指定される。

#### 指定避難所（収容避難所）

災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことで学校の体育館などが指定される。

#### 津波浸水被害想定箇所

沖縄県では、東北地方太平洋沖地震による巨大津波を教訓に平成18・19年度で想定した津波浸水予測を現在(平成24年度)の学術的知見に基づき、将来沖縄県で起こりうる最大クラスの津波に見直すことを目的として、「沖縄県津波被害想定検討委員会」を開催し、津波浸水予測箇所を指定している。

### た行

#### 地区公園

半径約1km程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する4haを標準規模とする公園。

#### 都市計画決定

都市計画を法の手続きにより決定すること。

都市計画が決定されると、当該都市計画が定められた土地の区域に関する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

## 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される法定計画であり、上位計画である「市町村の建設に関する基本構想」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める。

## 都市計画法

都市の健全な発展等を目的とする法律。

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

## 都市公園

都市公園法でいう都市公園には、次のものがある。

①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）

②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等）

## 都市公園編入検討公園

都市公園法に基づく都市公園として告示されている公園ではないが、今後、都市公園として管理及び整備等を検討する公園として位置づけている。

## 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業

## は 行

### 費用対効果

かかった費用に比較してどのくらい効果が得られたか、また、費用に見合った効果が得られているかを示す指標で、数値で表した効果を、費やした費用で割って求める。費用が安く、効果が高いほど大きくなる。

## ま 行

### 緑の基本計画

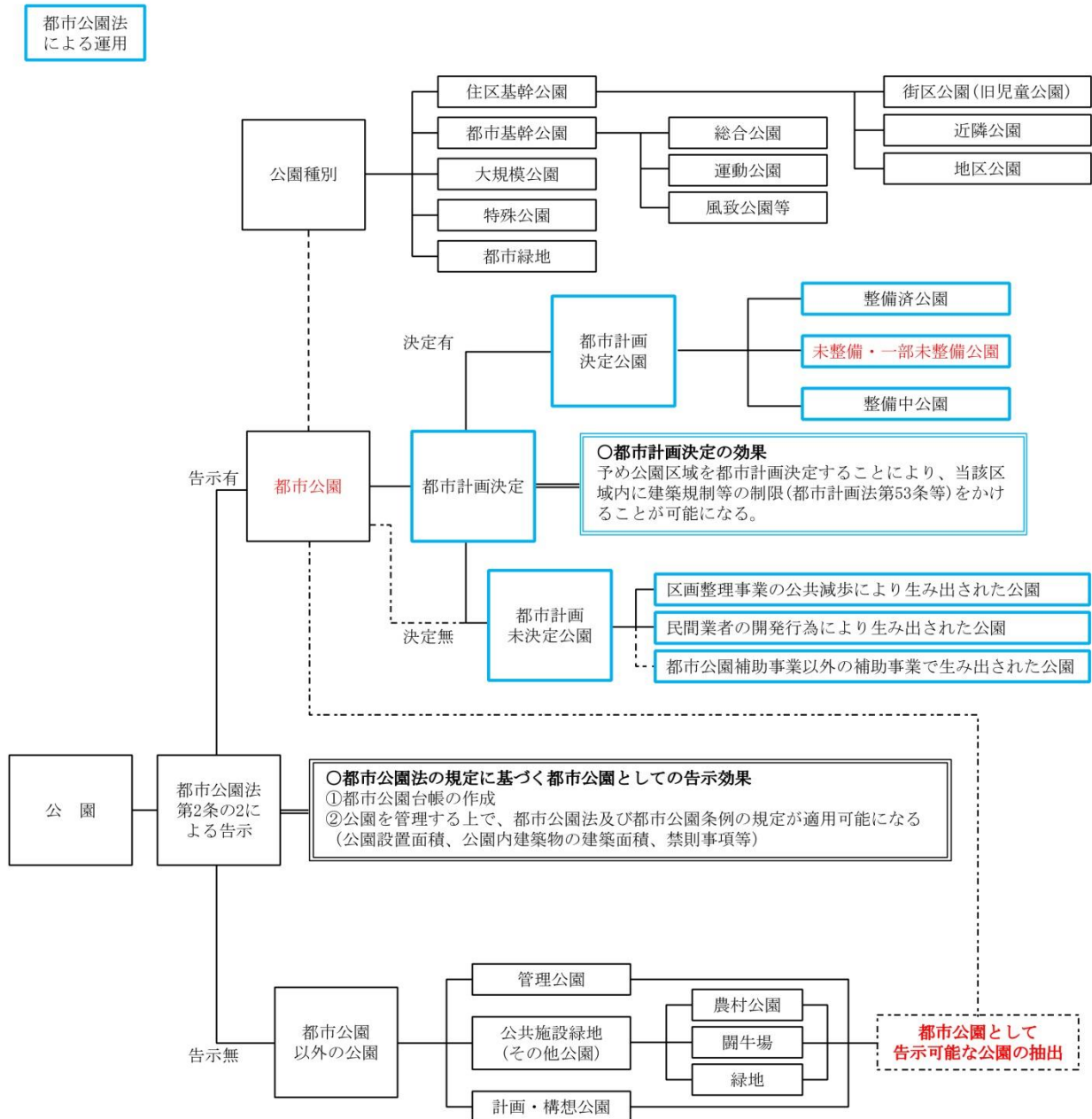
平成 6 年の都市緑地保全法の改正により創設された。従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、総合的な緑についてのマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

## や 行

### 誘致圏

都市公園に関して、街区公園、近隣公園、地区公園の誘致距離が各々半径 250 m、500m、1km と定められていたが、平成 15 年の都市公園法施行令改正により、現在は定められていない。

○都市公園フローチャート（公園整備プログラム関連図）



序章 はじめに

第1章

現況の把握と課題の整理

第2章

都市公園の再編案

第3章

公園整備プログラム  
の策定

参考資料







**うるま市公園整備プログラム  
計 画 書**

発 行:うるま市 都市計画部 都市計画課

住 所:うるま市みどり町 1 丁目 1 番 1 号

電 話:098-965-5620(直通)

調査編集:株式会社 国 建

住 所:〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号

電 話:098-862-1106(代)

発行年月:平成 27 年(2015 年)3 月